

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) (共同企画社会推進課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (同) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二

告示

○宮城県告示第二百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 EARTH&ネット

一 代表者の氏名

日向野俊輔

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区西多賀二丁目九番四十一号上ノ台アパートD

三 定款に記載された目的

この法人は、経済的困窮化にある人々に対し自らの生活を維持・向上させていこうと努力している者に対して、様々な社会制度の提案・提供をし社会において孤立せず、健康で文化的な生活を実現していくことに寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年二月二十八日

○宮城県告示第二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 仙台みらい子供塾

一 代表者の氏名

瀬戸 寿之

二 主たる事務所の所在地

仙台市宮城野区幸町二丁目二十三番七・二〇三号

三 定款に記載された目的

この法人は、子供に対して、エネルギー、環境等の教育に関する事業を行い、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年三月一日

○宮城県告示第二百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 あゆみ

一 代表者の氏名

関 憲一

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区折立四丁目十四番一・二一〇号

三 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法に基づき障害者が、長期入院によって失われた社会生活技能を身につけられるよう訓練等給付費及び介護給付費内における共同生活援助及び共同生活介護のサービスの提供し、地域の中で暮らしていけるようにサポートし、社会復帰に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年三月十一日

○宮城県告示第二百六十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二〇〇五九六	就労継続支援センター 桜・さくら 石巻市水押二丁目九番四号 市営住宅十九号	就労継続支援B	社会福祉法人 夢みの里	平成二十三年 四月一日
〇四一〇六〇〇一六七	こすもすの家 白石市斎川字深沢四十七番地一	就労継続支援B	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十三年 四月一日
〇四一三二〇〇一〇八	涌谷とつふ店 遠田郡涌谷町桑木荒百五十六番地三	就労継続支援A	株式会社まちなの豆腐屋プロジェクト	平成二十三年 四月一日
〇四二五二〇一〇三七	くにみの社 仙台市青葉区国見六丁目三十九番一号	共同生活介護	社会福祉法人 国見会	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第二百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四二〇六〇〇一六七	こすもすの家 白石市斎川字深沢四十七番地一	社会福祉法人 白石市陽光園	平成二十三年 三月三十一日

○宮城県告示第二百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十三年三月十八日
- 二 商号又は名称等

公 告

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
阿部春建設株式会社 阿部 春一	巨理郡巨理町字東郷二百九・五	般・特・十八 第七十九号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十三年 二月二十二日
名取交通株式会社 今野 直志	名取市大手町五丁目十三・三	般・十八 第九百十七号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十三年 二月二十四日
ちば重機運輸株式会社 千葉 政記	宮城県利府町利府字新揺橋五十・一	般・十八 第四百五十四号	全部廃業 一般建設業 土工工事業 とび・土工工事業 ほか工事業	平成二十三年 二月二十三日
大東ハウジング株式会社 高橋 一夫	仙台市宮城野区岩切字入山十一	般・十八 第八十一号	一部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十三年 二月二十一日
今野総業株式会社 今野 輝由	石巻市築山四丁目一・十三	般・二十 第二万五千二百一十三号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十三年 二月二十五日
有限会社工ノド 一勝土耕産 遠藤 至	黒川郡大衡村駒場字上原川五十七・四十五	般・十八 第一万七千七百一十二号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十三年 二月十六日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年四月五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町大字海老穴字丸山四十番一、四十番二、四十三番、四十七番一、四十八番、四十九番、五十二番一、五十二番三、五十三番一、五十三番三、五十四番一、五十四番三、六十九番三、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

七十一番一、七十四番一、七十七番一、八十二番
二、八十五番二、八十八番五、八十八番六及び九
十番二

柴田郡柴田町大字船岡字迫二十八番地一

社会福祉法人常盤福祉会